

○ 市民農園施設設置条例

平成 21 年 9 月 18 日 条例第 19 号
改正

平成 21 年 12 月 18 日 条例第 35 号

(設置)

第1条 農地及び地域資源の利活用により、農村地域の活性化を図るため、市民農園施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
クラインガルテン新野高原	阿南町新野 844 番地

(構成施設)

第3条 市民農園施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 簡易宿泊施設(以下「ラウベ」という。)付き農園
- (2) 共同農園
- (3) 日帰り農園
- (4) 附帯施設

(市民農園施設の使用期間)

第4条 市民農園施設を使用することができる期間(以下「使用期間」という。)は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、使用期間の中途から使用する場合にあっては、当該使用期間の残余期間とする。

2 使用期間は、4回を限度として更新することができる。

(使用の許可)

第5条 市民農園施設を使用しようとする者(前条第2項の規定により使用期間の更新をしようとする者を含む。)は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 町長は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

3 町長は、市民農園施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 市民農園の施設、設備、器具等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、第2条第6号に掲げる暴力団員及びその他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民農園施設の管理上支障があると認められるとき。

一部改正〔平成 21 年条例 35 号〕

(使用の制限)

第6条 町長は、前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、若しくは許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の申請に偽りのあったとき。
- (3) 市民農園施設の管理上特に必要があると認められるとき。

2 前項の規定により、許可した事項を変更し、若しくは許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じても、町長は、その賠償の責めを負わない。

(使用の中止の届出)

第7条 使用者は、市民農園施設の使用を中止しようとするときは、その旨を町長に届け出なければならない。

(使用料の納付)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、第5条第1項の許可を受けた日から 30 日以内に納付しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減額又は免除)

第9条 町長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は還付しない。ただし、町長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(費用の負担)

第11条 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。

- (1) ラウベの修繕に要する費用のうち、規則で定める軽微な修繕及び使用者の責めに帰すべき事由によりその必要が生じた修繕に要する費用
- (2) ラウベを使用するのに必要な、公共料金、光熱水費及び通信費等
- (3) 市民農園施設の使用に伴い発生する廃棄物の処理に要する費用
- (4) 市民農園施設の使用の共通の利益を図るための費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める費用

(管理義務)

第12条 使用者は、使用する施設、設備、器具等について善良な管理者としての注意義務を負い、これを正常な状態において維持しなければならない。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、市民農園施設の許可を受けた目的以外の目的に使用し、又はその使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復義務)

第 14 条 使用者は、その使用が終わったとき、又は第6条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した施設、設備、器具等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者が前項本文に規定する義務を履行しないときは、町長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(ラウベ又は農園の検査)

第 15 条 町長は、市民農園施設の管理上必要があると認めるときは、町長の指定した者にラウベ又は農園の検査をさせ、又は使用者に対して必要な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用しているラウベ又は農園に立ち入るときは、あらかじめ当該使用者に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときその他事前に通知することが困難であると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(損害賠償)

第 16 条 故意又は過失により市民農園の施設、設備、器具等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 第 14 条第2項の規定は、使用者が前項本文に規定する原状回復の義務を履行しない場合について準用する。

(指定管理者による管理)

第 17 条 施設の管理は、地方自治法(昭和 22 年4月 17 日法律第 67 号)第 244 条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に行わせる業務は、次のとおりとする。

(1) 施設の設置目的を達成するための業務

(2) 施設の利用に関する業務

(3) 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成 22 年4月1日から施行する。ただし、第5条(使用期間の更新に係る部分を除く。)、第6条、第7条、第8条、第9条、第 10 条、第 17 条及び第 18 条の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 18 日条例第 35 号)

この条例は、平成 22 年1月1日から施行する。

別表(第8条関係)

単位	金額
ラウベ付き農園1区画につき	年額 400,000 円
日帰り農園1区画につき	年額 6,000 円
管理棟	1回 2,000 円 (市民農園施設利用者以外の者が利用する場合)

(備考) 使用料又は還付金を月割により算出する場合は、使用期間が1か月に満たないとき、又は使用期間に1か月未満の端数があるときは、その使用期間又は端数の期間は1か月として計算する。